

指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の改正に係る「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

【改正内容】 共生型サービスの創設（障害者総合支援法・介護保険法）

1 共生型サービスについて（平成30年4月施行）

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする、地域の実情に合わせて、限られた福祉人材の有効活用、という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」を障害者総合支援法、介護保険法及び児童福祉法に規定したものである。

（1）運用内容

障害福祉又は介護保険のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けやすくなるように設けたものであり、障害者総合支援法においては、「(共生型)居宅・日中系サービスの指定の特例」、介護保険法においては「共生型居宅サービス事業者の指定の特例」等を設けた内容となっている。

（2）対象となるサービス

障害者総合支援法

「共生型居宅介護」、「共生型重度訪問介護」、「共生型生活介護」、「共生型短期入所」、「共生型自立訓練（機能訓練）」、「共生型自立訓練（生活訓練）」

介護保険法

「共生型訪問介護」、「共生型通所介護」、「共生型短期入所生活介護」、「共生型地域密着型通所介護」、「共生型介護予防短期入所生活介護」

2 条例改正の時期について

兵庫県内における事業所間の指定基準について均衡を図るため、兵庫県等の条例改正の内容を踏まえ、9月議会に条例改正案を上程する。

なお、法改正に伴う1年間の経過措置期間があるため、本市条例で定めるまでの間、厚生労働省令で定める基準を本市条例で定める基準とみなし、その基準に基づき事業所の指定等を行っていく。

以上

（参考）他のサービスにおける本市の独自基準

参酌すべき基準

記録の保存期間に関する規定、 人格尊重及び虐待防止に関する規定、 暴力団排除の規定、 運営内容の評価結果の公表に関する規定 研修に関する規定、 事故発生及び防止に関する規定

標準となる基準

障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型）の定員（原則20人以上）について、市長が特に必要と認める場合は10人以上とすることができる。

基本情報

案件名： 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の改正に係る「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

局課名： 健康福祉局 障害福祉課

<p>現状</p>	<p>改正障害者総合支援法が平成30年4月に施行され、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するため、デイサービスやホームヘルプサービス、ショートステイについて、障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくし、また、限られた福祉人材の有効活用という観点から高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」が創設される。</p> <p>この創設に伴い、サービスを提供する事業所の指定基準を定める「尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」の改正を行う必要がある。</p> <p>なお、施行にあたり1年の経過措置期間があり、本市条例で基準を定めるまでの間は、厚生労働省令で定める基準に基づき、事業所の指定等を行っていく。</p>
<p>問題点、課題</p>	<p>平成31年3月31日までに、本市において基準等を定め、条例を改正する必要がある。</p>
<p>施策の策定にあたっての考え方</p>	<p>厚生労働省令において「従うべき基準」として区分された事項については、国基準をもって本市の基準となるが、「標準とすべき基準」及び「参酌すべき基準」として区分された事項については、国の基準を基本としつつ、県内における事業所の指定権者間に係る指定基準の均衡を図るなかで、尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会や尼崎市自立支援協議会において専門的な幅広い意見を伺うとともに、市民意見公募手続(パブリックコメント)を実施し、これらの意見を踏まえたうえで、本市の基準を定める条例を制定する。</p>

政策形成プロセス計画書

案件名: 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の改正に係る「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

局課名: 健康福祉局 障害福祉課

[平成30年3月1日公表・更新]

策定段階		ステップ1 (基本情報等の公表)	ステップ2 (市民意向調査 及び素案の策定)		ステップ3 (パブリックコメント 実施)	ステップ4 (意見を踏まえて 最終的な市の案を策定)	ステップ5 (パブリックコメント 結果公表)	その後の取組			
		平成30年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
市民意見の聴取 ()	公表内容 ・手段		(1)概要公表 ・基本情報 ・政策プロセス			(3)パブリック コメント募集 ・素案 ・パブコメ		(4)結果公表 ・パブコメ 募集結果			
	尼崎市自立 支援協議会		・社会保障審議会障害福祉等専門分科会、自立 支援協議会にて意見聴取								
	尼崎市社会 保障審議会 障害福祉等 専門分科会		・社会保障審議会障害福祉等専門分科会、自立 支援協議会にて意見聴取								
行政内部	条例の改正 作業 (指定障害 福祉サービ スの事業の 人員、設備 及び運営の 基準等条 例)	政策推進会議 ・基本情報 ・政策プロセス		素案 の完成	政策推進会 議 ・素案 ・パブコメ		案の 完成	政策推進会 議 ・パブコメ 募集結果		条例議 案の提 出	条例の 施行・運 用
		・社会保障審議会障害福祉等専門分科会、自立支援協議会協等から聴取した意見及び市民意向調査やパブリックコメントに寄せられた意見を整理し、反映を検討									

市民意見聴取プロセス関連の取組()は、随時、市報や市ホームページなどでお知らせします。